

令和6年度募集

宇多津町まちづくりファンド助成金事業 募集要項

宇多津町

■問い合わせ先 宇多津町役場 まちづくり課
電話：0877-49-8009
E-mail：machi@town.utazu.kagawa.jp

1 事業の目的

宇多津町では、令和6年度から10年間の「第2次宇多津町総合計画」を策定し、町が10年後に実現すべき将来像として掲げる、『人生120年 賑わいと思いやりが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ ～「近き者説び 遠き者来る」みんなでつくる我が町～』の実現に向け、「宇多津の財産であり、宇多津の将来を担う人財を育てる」「活気があり、誰でも温かく迎え入れる、住んでみたい宇多津を創る」「人と人との思いやりと地域の自主・自立が宇多津の協働を形づくる」を基本理念として、「日本で一番住みやすい町」となることを目指しています。

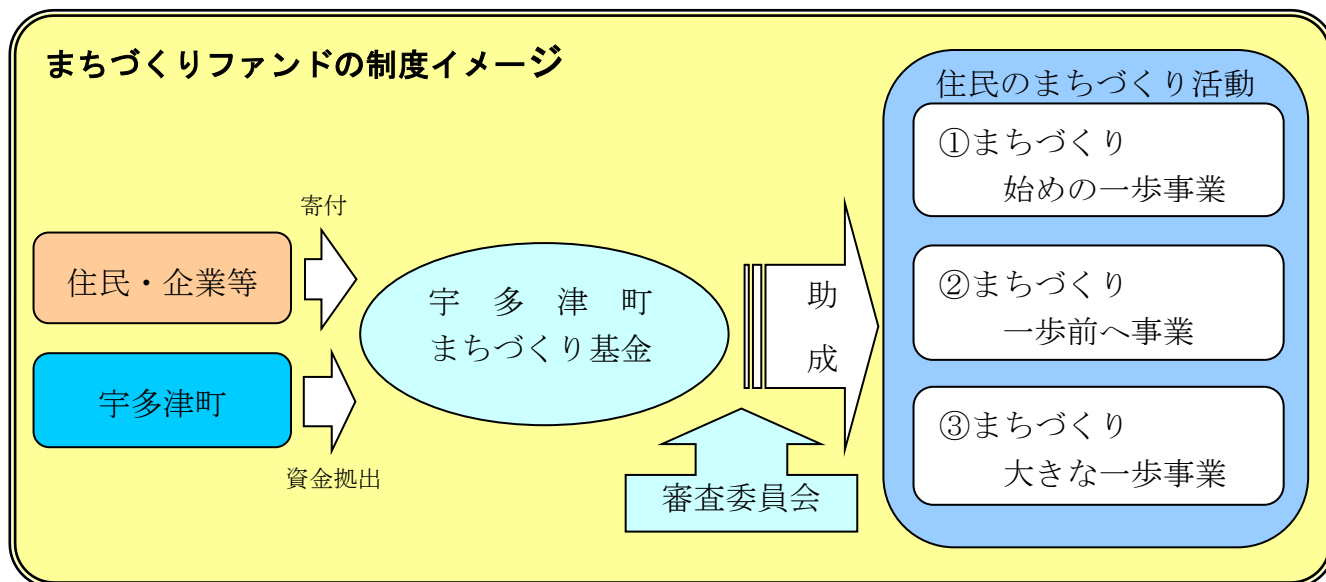
そして、その実現のために効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、住民と行政が対等のパートナーとして、お互いの課題や責任を共有しながら連携と協働のまちづくりを実践していくことが肝要です。「宇多津町まちづくりファンド助成金事業」は、そういった住民のまちづくり活動を積極的に支援していく目的で創設しております。

2 宇多津町まちづくりファンド助成金事業とは

宇多津町まちづくりファンド助成金事業は、宇多津町、住民・企業から拠出された資金を「宇多津町まちづくり基金」に一度積み立てます。そしてこの資金を活用し、住民団体が自主的に行うまちづくり活動に対して助成を行うことにより、魅力的で個性豊かな活力ある地域社会の実現を目指すものです。

この事業は、住民団体等が行うまちづくり活動に伴う施設等の新設、改修、保全等を行うハード事業と住民団体の設立等のために必要なソフト事業に利用できます。助成対象事業の選定については、有識者等で構成する審査委員会で行い、助成団体を決定します。

皆様の様々な活動や視点を活かしたまちづくり事業の提案をお待ちいたしております。



3 対象事業の概要

(1) 助成対象者

補助の対象者は、まちづくり活動を行う町民を主たる構成員とする町内の団体とします。具体的には、住民団体、ボランティアグループ、NPO、自治会などが該当します。

(2) 助成対象事業

公益性、持続性、発展性、妥当性、実現性等の観点から地域の魅力づくりや活性化等に寄与することが期待できる事業とします。具体的には、次に掲げるもののなかのいずれかに該当するものとします。

①ソフト事業（まちづくり始めの一步事業）

住民活動団体の設立のために必要な活動

②ソフト事業（まちづくり一步前へ事業）

住民活動団体がイベント等の事業を実施するために必要な活動

③ハード事業（まちづくり大きな一步事業）

ア まちづくり活動拠点の整備、シンボル施設の整備、ライトアップ設備の整備その他、まちの魅力の向上に資すると認められる事業

イ 伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物（倉

庫、蔵、住宅等)の保全・改修、その他伝統文化の継承・歴史的施設の保全に資すると認められる事業

ウ 観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置、その他観光振興に資すると認められる事業

エ 防犯カメラの設置、バリアフリー化のためのスロープの整備、その他安心安全なまちづくりに資すると認められる事業

オ 広場への遊具の設置、その他良好なまちづくりに資すると認められる事業

カ その他魅力あるまちづくり及びまちの活性化のために必要と認めるハード事業

(3) 補助の対象とならない事業

- ・国、県その他の団体の補助金又は他の補助金の交付を受ける事業
- ・事業の効果が特定の個人、団体に帰属する事業
- ・宗教、政治活動に関する事業
- ・その他、事業の公益性、継続性及び発展性、地域性並びに必要性に照らし、魅力あるまちづくり及びまちの活性化に寄与することが認められない事業

(4) 助成事業実施期間

交付決定後から令和7年2月末まで

(5) 補助対象経費及び補助金額

①まちづくり始めの一步事業

住民団体が行うまちづくり活動に要する経費のなかで住民団体の設立のために必要な経費、または活動を始めようとしている団体が試験的に行うソフト事業を実施するために必要な活動経費とし、対象事業費の5分の4以内で上限を12万円とします。

②まちづくり一歩前へ事業

住民団体が行うまちづくり活動に要する経費のなかでソフト事業を実施するために必要な活動経費とし、対象事業費の5分の4以内で上限を120万円とします。

③まちづくり大きな一歩事業

住民団体が行うまちづくり活動に必要な施設等の新設、改修、保全等の事業及び設計料とし、原則として、対象事業費の5分の4以内で上限を1,000万円とします。

【対象となる経費】

補助対象となるのは、事業を実施するうえで必要不可欠と認められる経費です。

(補助対象経費の例)

- ・講演会、研修会等の講師への謝礼金
- ・事業の実施に要した旅費
- ・事業の実施に必要な消耗品費、食材料代、資材購入費、備品購入費、印刷製本費

- ・事業の実施に必要な広報費、通信費、運搬費
- ・事業の実施に必要な業務の委託料
- ・事業の実施に必要な施設の使用料、物品等の借上料
- ・施設設備などの工事に係る経費（上記③のハード事業が対象）

（補助対象にならない経費の例）

- ・団体が所有する施設、事務所等の維持管理に関する経費
- ・団体の経常的な活動に要する経費
- ・団体の構成員に対する人件費及び食材料代（謝金、交通費、弁当代、飲食費等）
- ・交際費（慶弔費、差し入れ、花代等）
- ・公益性のない物品購入
- ・領収書等により、実施主体が支払ったことが確認できない経費

（6）財産処分について

当制度の助成を受けて実施したハード事業について、事業実施から5年を満たさずにその財産を処分する場合は、助成金の返還を命ずることがあります。

（7）事業認定

補助対象事業として適当かどうかの認定は、次のような手順で行います。

①事前審査（形式審査）

申請書類の不備がないか等の形式審査を事務局（まちづくり課）で行います。
まちづくり始めの一步事業については、この段階で書類審査を行い決定します。

②本審査

有識者を含めて組織した「審査委員会」で審査を行います。
審査委員会では、応募者によるプレゼンテーション（事業の目的や事業内容についての発表）、各委員によるヒアリングを踏まえ審査し、審査委員会としての審査結果を町長に報告します。

③事業認定

審査委員会での審査結果を基に、町長が補助すべき事業を決定し、応募者にその結果を通知します。

（8）審査委員会における審査基準

①公益性

地域の公共的なニーズに対応するものであり、事業の成果（効果）の受益に偏りがな
い公益性の高い事業か。

②持続性

事業実施後の管理運営や維持管理など団体の持続的な活動を展開するうえでの体制が
整っているか。

③発展性

活動の広がりや波及効果が期待でき、地域の発展・活性化につながる事業か。
事業の実施により団体の継続性、将来性、自立性が期待できるか。

④妥当性

自己資金の準備や予算の見積り、算出は適正か。
補助金の交付が有益で質の高い事業展開につながるか。

⑤実現性

活動内容などから事業計画に実現性が認められるか。土地・建物所有者や関係者との合意形成がなされているか。各種法令、規則等との問題はないか。

⑥活動に対する意欲

これまでの活動又は今後の活動回数等。自らが進んで行っている活動又は是非とも行いたい活動か。なぜその活動を行いたいと思うようになったか。

4 申請手続

(1) 申請

宇多津町まちづくりファンド助成金事業に応募する場合は、指定の期間中に次の書類を提出してください。

① 募集期間

ア 一步前へ事業、大きな一步事業

令和6年4月1日から、令和6年5月31日まで

イ 始めの一步事業

令和6年4月1日から、令和6年12月20日まで

※書類提出の前に、申請可能な事業かどうか、事前相談をしてください

② 提出書類

宇多津町まちづくりファンド助成金交付申請書（様式第1号）

③ 受付窓口

宇多津町役場まちづくり課（本庁舎2階）

※事業発展に伴い、連続して応募する場合は、2回目以降の申請時までには実績報告書を提出してください。

(2) 審査委員会への出席

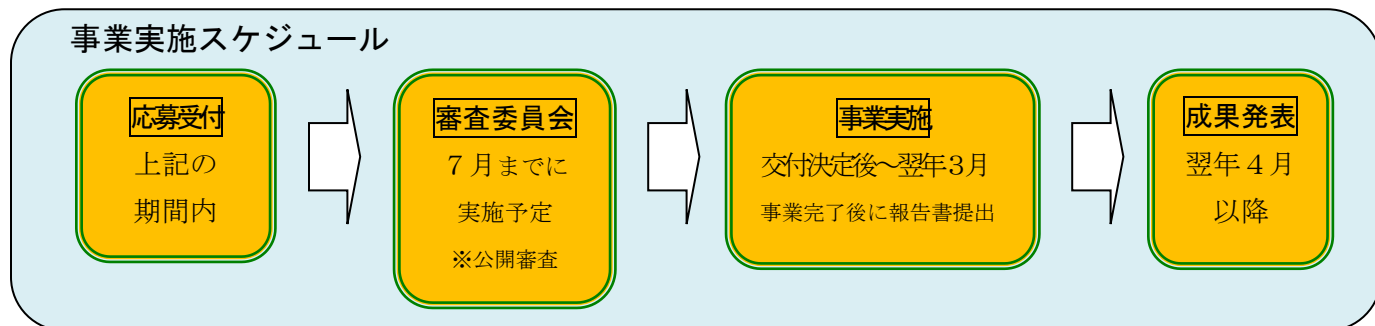
応募をいただいた事業の審査は審査委員会で行いますので、代表者が出席し、事業の目的や内容について、プレゼンテーションをしていただきます。

審査委員会の日程など詳細については、申請件数を確認後、応募者に通知します。

(3) 審査結果の通知

審査委員会での審査結果を基に、町長が補助すべき事業を選定し、応募者にその結果を通知します。

「申請手続き等の流れ」



5 実績の報告について【事業完了後の手続】

助成事業が完了しましたら事業に関する実績報告書を提出していただきます。

また、全ての助成事業が完了しましたら、事業報告会にて取り組みに関する成果発表をしていただきます。

宇多津町まちづくり助成金事業実績報告書（様式第5号）

添付書類（活動状況の分かる資料、収支決算書、領収書類など）

（書類は町のホームページからダウンロードできます。）

<寄附のお願い>

宇多津町まちづくり基金は、住民、企業、行政等が皆で力を合わせて宇多津町のまちづくり活動を支え育てていこうとする基金です。この基金を活用して住民活動の支援を行っております。住みよい魅力あるまちにしていこうため、できるだけ多くの皆様から寄附をお願いしております。

どうぞご協力をお願いします。

寄附は、個人、法人、任意団体を問わず、いつでも金額の多少にかかわらずお受けいたします。

まちづくりファンドQ&A（公表せず、問い合わせ対応）

Q 1 ①ソフト事業（まちづくり始めの一步事業）、②ソフト事業（まちづくり一步前へ事業）、③ハード事業（まちづくり大きな一步事業）で、過去実施した事業を毎年申請できますか？

A 1 この制度では、住民の方自らが行うまちづくりについて、活動を始めたり、ステップアップしたりする時に必要な資金を助成するものです。

この趣旨から、助成事業の助成回数の基準は、次のとおりです。

①の助成回数

団体設立のための経費 1 団体につき通算 1 回限りとします。

ソフト事業 1 団体につき、同一事業であれば通算 1 回とします。

②③の助成回数

1 団体につき、同一事業であれば通算 1 回限りとします。

同じ団体が、同一事業を毎年度繰り返す場合は、初回のみ助成の対象です。

同一事業を、別の団体が実施する場合は、初回のみ助成の対象です。

Q 2 事業は、いつまでに終了した事業が対象なの？

A 2 申請した年度の 4 月 1 日から、翌年 2 月末までに完了する事業が対象となります。

Q 3 主催でない事業や共催事業は対象になるの？

Q 3 対象となりません。

Q 4 会社への出資や創業への支援は対象となりますか？

A 4 本制度の名称に「ファンド」と記載がありますが、住民団体が自主的に行うまちづくり活動に対して助成を行うもので、本制度は投資信託ではありませんので、対象外となります。

なお、会社が申請した場合は、事業活動のメンバーが主に住民であること、営利目的でないこと、会社の経常経費との支出の明確な区分など、

Q 5 事業活動は町内で行い、メンバーは主に住民ですが、一部、町外の方もいます。

A 5 本制度は、住民団体が自主的に行うまちづくり活動に対して助成を行うものですが、住民の方の数は全体の 3 分の 2 以上が目安です。半数以下は対象とならないので注意してください。